

論点：大規模災害時の府議会の役割

1 基本事項（京都府議会基本条例の規定から）

- ① 府民の意思・意見の把握【被災状況の確認、現地の要望の把握】
- ② 政策の提案・提言【予算案等への要望】
- ③ 団体意思の決定（議決機関としての役割）【条例・予算等の議案審議】
- ④ 政策・事務事業の点検・監視・評価【災害対策の効果の点検等】
- ⑤ 議会活動に関する府民への説明

2 過去3か年の水害発生時の府議会の活動例

- ① 被災状況の把握（報告聴取、現地調査）
- ② 補正予算の審議
- ③ 国への要請・要望（担当大臣への緊急要望、意見書提出）

3 意見

① 府議会の役割を果たすために必要な活動

ア 発災からの経過期間ごと

イ 開会中と閉会中ごと

② その他

先行事例の規定例

1 大津市議会

2. 災害時の議会、議員の行動方針

(1) 議会の役割

議会は、議事・議決機関として予算、条例、重要な契約などについて、市の団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行をチェックし、また、市の重要な政策形成において地域特性や多様な市民ニーズを反映するなど重要な役割を担っており、このことは平常時、非常時を問わない。

すなわち、議会は、大規模災害が発生した非常時においても、機能停止することなく、定足数に足る有効な議決ができる会議を開催する中で、この機能を維持しなければならないのである。そのために様々な災害の時期や程度を想定し、それに対応する体制を整えなければならない。加えて復旧・復興において住民代表機関として、大きな責務と役割を担うものである。

(2) 議員の役割

議員は、合議制としての議会が基本的な機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本である。しかし、議員は災害時にあっては、特にその初期を中心に議会の機能とは別に、被災した市民の救援や被害の復旧のために、非常の事態に即応した地域の一員としての活動を果たす役割が求められることも事実である。議員は、議会機能を維持するという根幹的な役割を十分に認識する中で、地域活動などに従事する役割を担うものである。

2 京都市会

1 目的

この指針は、京都市内で大規模な災害が発生した場合に、被害の拡大防止と災害の復旧に寄与するため、京都市会及び市会議員がどのように対応をすべきか、共通の認識を持ち、迅速かつ適切な行動が取れるよう定めるものである。

2 基本方針

大規模な災害が発生した場合、その災害の種類、規模、事態の推移等に応じ、迅速かつ的確に行動することが求められる。本市会は、下記の基本方針に基づき対応を図るものとする。

- (1) 市会は、状況に応じた必要な体制を整備するとともに、執行機関が災害対応に全力で専念し、応急活動を円滑に実施できるよう必要な協力をを行う。
- (2) 議長は、議員へ適切な情報の提供を行うとともに、議員から報告される地域の情報を、一括して市災害対策本部に伝達する。
- (3) 議員は、市民の安全確保と応急対応等に最大限努力する。

京都府議会基本条例（平成22年京都府条例第44号）の関係条項

第2章 議会及び議員の活動の原則

（議会の使命）

第3条 議会は、府民から信託された議員によって構成される府民の代表機関として、府民の意思を的確に把握し、その反映を図りつつ必要な意思決定を行うことにより、府民福祉の増進及び京都府の発展に取り組むことをその使命とする。

（議会の活動の原則）

第4条 議会は、府民の意思の的確な把握、府民への積極的な情報の提供等に努めることにより、議会の透明性の向上及び府民の信頼の確保に努めなければならない。

2. 議会は、府政が抱える課題及び知事等の事務事業の執行状況等を踏まえながら、機動的かつ能動的な活動に努めるものとする。

（議員の使命）

第5条 議員は、府民から信託された府民の代表として、府民全体を考え、府民の多様な意見を把握し、府民の意思を的確に府政に反映させ、府民に説明することにより、府民福祉の増進及び京都府の発展に取り組むことをその使命とする。

（議員の活動の原則）

第6条 議員は、府民の信託にこたえるため、府民の意思及び府政が抱える課題を的確に把握し、積極的に政策の提案及び提言を行うとともに、府及び議会の情報の積極的な提供に努めなければならない。

2. 議員は、府民の信託を受けた、社会的、倫理的な責任を負う立場にあることに鑑み、識見を持った議員としての活動を行うとともに、不断の研さんにも努めなければならない。

第3章 府民と議会

（府民と議会との関係）

第8条 議会は、府の意思決定機関として、府民の意思を府政に反映させるとともに、府民の信託にこたえること等の活動を展開することに努めなければならない。

2. 議会は、府民に対して、府の意思決定機関としての活動等議会活動に関して説明する責務を有する。

- 3 議会は、府民の多様な意見を把握するための場の設置など、府民が議会の活動に参画できる機会を確保することに努めるものとする。

第4章 議会と知事等

(議会と知事との関係)

第11条 議会は、二元代表制の下、議決権を有する議会の機能と執行権を有する知事の機能との違いを認識し、かつ、知事の役割を尊重しつつ、緊張感のある関係を保ちながら、自らの機能を最大限に發揮し、共通の目標である府民福祉の増進に努めなければならない。

(事務事業等の点検、監視及び評価)

第12条 議会は、知事等が執行する施策及び事務事業について、点検、監視及び評価を行う責務を有する。

2 議会は、前項の点検、監視及び評価を行った場合において、必要があるときは、知事等に対し、適切な措置及び対応を講じることを求めるものとする。

(政策の提言及び提案)

第13条 議会は、議員提案による条例の制定等積極的な政策の立案を行うものとする。

2 議会は、知事等に対し、審議、決議等を通じて、政策の提言及び提案を行うものとする。

3 議会は、議会としての政策の提言及び提案を行ったときは、知事等に対し、その趣旨を尊重するよう求めるものとする。

第5章 議会の運営等

(議会の運営の原則)

第15条 議会は、その機能及び機能を最大限に發揮しながら、合議制の機関としての審議の充実と能率的な運営に努めなければならない。

(委員会)

第17条 委員会は、府政の課題を的確に把握し、委員会の専門性と特性を生かした運営に努めるものとする。

2 常任委員会は、府政の課題、知事等による政策の形成、事務事業の執行の状況等に対応して機動的に開くものとする。

3 特別委員会は、府政の課題等に対応して必要がある場合に設置するものとする。

過去 3か年の水害発生時の府議会の活動

1 被災状況の把握

		平成 24 年度【閉会中】	平成 25 年度【開会中】	平成 26 年度【閉会中】
発災日		平成 24 年 8 月 13 日～14 日	平成 25 年 9 月 15 日～16 日	平成 25 年 8 月 15 日～16 日
執行部 から 報告 聽取	全議員	<p>【全議員対象】 <input type="radio"/> 全員協議会 (9月17日：発災33日後)</p> <p>【各常任】 <input type="radio"/> 被災状況等報告聽取 (8月22日：発災8日後)</p> <p>【議運理事会】 <input type="radio"/> 被災状況等報告聽取 (8月22日：発災8日後)</p>	<p>【全議員対象】 <input type="radio"/> 全員協議会 (9月17日：発災翌日)</p> <p>【各常任】 <input type="radio"/> 被災状況等報告聽取 (9月27日：発災11日後)</p> <p>【防災特別】 <input type="radio"/> 被災状況等報告聽取 (10月1日：発災15日後)</p>	<p>【全議員対象】 <input type="radio"/> 被害状況報告聽取会 (8月20日：発災4日後)</p>
議会	(委員会) による現地調査			<p>【建設交通】 <input type="radio"/> 現地調査 (TV取材あり) (8月20日：発災4日後)</p> <p>【農商工労働】 <input type="radio"/> 現地調査 (8月26日：発災10日後)</p>

2 補正予算の審議

	平成24年度【閉会中】	平成25年度【開会中】	平成26年度【閉会中】
発災日	平成24年8月13日～14日	平成25年9月15日～16日	平成25年8月15日～16日
補正額	24億3100万円	206億5600万円	136億5200万円
議案説明聴取 (議会運営委員会)	平成24年9月12日 (開会1週前：発災29日後)	平成25年9月30日 (臨時(常任①)：発災14日後)	平成26年8月28日 (臨時：発災14日後)
議案上程日	平成24年9月19日 (開会日：発災36日後)	平成25年9月30日 (常任①：発災14日後)	平成26年8月29日 (開会日：発災14日後)
付託委員会	警察を除く各委員会	全常任委員会	予算特別委員会 (全分科会に審査依頼)
議決日	平成24年9月19日 (開会日：発災36日後)	平成25年10月3日 (補正等議決日：発災17日後)	平成26年8月29日 (開会日：発災14日後)

3 国への要請・要望

	平成24年度【閉会中】	平成25年度【閉会中】	平成26年度【閉会中】
発災日	平成24年8月13日～14日	平成25年9月15日～16日	平成25年8月15日～16日
担当大臣への要望	平成24年8月26日 (政府調査時：発災12日後)	平成25年9月18日 (政府調査時：発災2日後)	平成26年8月19日 (政府調査時：発災3日後)
意見書可決	平成24年10月5日 (9定閉会日：発災52日後)	平成25年9月20日 (代表②)：発災14日後)	平成26年8月28日 (発災14日後)
意見書に基づく要請	—	— (一般①を休会)：発災18日後)	平成26年9月2日 (発災19日後)

被災の際の議会運営の事例

1 東日本大震災発生時の岩手県議会、宮城県議会、福島県議会の状況（各県議会のHPから）

	岩手県議会	宮城県議会	福島県議会
3月11日（金）	当初) 予算特別委員会最終日 【実態】委員会休憩→散会	常任委員会 (審査・採決終了) 【緊急】被災後屋外本会議開催 会期延長を決定	常任委員会
3月14日（月）	当初) 常任委員会（採決） 【実態】常任中止、議運開催	当初) 常任・予算特別委員会 【実態】中止	当初) 総括審査会 【実態】地震被害状況説明会
3月15日（火）	当初) 本会議（最終本会議） 【実態】予算特別委員会採決 本会議（討論・採決）	当初) 本会議（閉会日） 【実態】予算特別委員会採決 本会議（討論・採決）	当初) 総括審査会 【実態】常任委員会採決 本会議（採決）【閉会】
3月16日（水）			当初) 本会議（討論・採決）
参考	○議会棟：自家発電稼働	○議場：損壊により使用不能 ○通信 最終日の本会議開催が伝わら なかつた議員数名あり	○議場：損壊により使用不能

2 平成27年北関東・東北水害時の茨城県議会の状況

9月10日（木）被災（鬼怒川堤防決壊） → 一般質問実施 → 翌9月11日（金）日程変更して休会